

令和8年3月愛荘町議会定例会会議録

令和8年3月10日（火）午前9時00分開議

議 事 日 程（第2号）

- 日程第 1 承認第 1号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 2 同意第 2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第 3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第 7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 8号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第12 議案第 9号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第11号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第13号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算
- 日程第18 議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算

日程第20 議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第21 議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算

日程第22 議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22

出席議員（12名）

1番 岡本志穂美君	2番 久山幸代君
3番 メンドーザ智子君	4番 久保田正利君
5番 小菅久宣君	6番 中川喜代和君
7番 澤田源宏君	8番 村西作雄君
9番 村田定君	10番 瀧すみ江君
11番 竹中秀夫君	12番 河村善一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	杉本甚治郎君
教育長	徳田寿君	教育次長 兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川傳和君	総務政策監	生駒秀嘉君
福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君	産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	北川三津夫君
経営戦略課長 兼行革・DX推進室長	田中孝幸君	公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤野知之君	くらし安全環境課長	山本拓也君
福祉課長	川井美幸君	子ども支援課長 兼こども家庭センター長	増居志穂君
住民課長	楠真二君	税務課長	藤澤雅史君
農林振興課長	阪本崇君	建設・下水道課長	羽田順行君

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書記 伊谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。令和8年3月愛荘町議会定例会2日目です。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第1 承認第1号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書のほうをお願いをいたします。議案書の5ページでございます。

承認第1号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算書（専決）をお願いをいたします。2ページでございます。

令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,827万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億3,793万4,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

今回の補正につきましては、2月8日投開票となりました衆議院議員総選挙執行に要する経費を計上したもので、1月27日公示日から速やかに選挙事務を開始する必

要があったため、専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の3ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。15款県支出金3項委託金、補正予算額が1,817万8,000円の追加。
20款諸収入5項雑入10万円の追加。歳入合計といたしまして1,827万8,000円の追加となります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費4項選挙費、補正予算額が1,827万8,000円の追加。歳出合計、歳入と同額でございます。補正予算額が1,827万8,000円の追加。補正後の予算額といたしまして126億3,793万4,000円となっております。

9ページから12ページにつきましては、給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第1号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 日程第2 同意第2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を
求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） それでは、同意第2号について説明をさせていただきます。

同意第2号議案は、愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現代表監査委員の辻井弘子氏が令和8年3月31日で任期が満了することから、新たに岡部得晴氏を愛荘町監査委員にお願いするもので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、町長が議会の同意を得て選任することからお願いするものです。住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

岡部得晴氏は令和3年3月31日まで愛荘町職員として勤務され、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務処理に理解があり、地方自治法の財務管理、事業の経営管理、行政運営に優れた識見を有しておられ、適任と考えております。

任期は令和8年4月1日から令和12年3月31日まででございます。何とぞ御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） 本案は愛荘町議会申合せ事項第3条、人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより、同意第2号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 日程第3 同意第3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） それでは、同意第3号について説明させていただきます。

同意第3号議案は、愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現委員の北村太一郎氏が令和8年3月31日で任期が満了することから、再任をお願いするもので、地方公務員法第9条の2第2項及び愛荘町公平委員会設置条例に基づき、議会の同意をお願いするものです。住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

北村太一郎氏は滋賀県職員として勤務され、地方公共団体の人事、行政などに識見を有しておられ、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があることから、適任と考えます。

任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

何とぞ御同意を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） 本案は、愛荘町議会申合せ事項第3条、人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより、同意第3号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第4 議案第1号 愛荘町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） それでは、議案第1号 愛荘町
特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例について御説明申し上げます。

お手元の議案書8ページから9ページをお開きください。

議案第1号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を提出し、議決をお願いをするものでございます。

説明は、議案説明資料にて説明をさせていただきます。議案説明資料、2ページを御覧ください。

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する理由でございますが、2点ございます。

1点目でございます。学校医の配置は学校保健安全法に規定されており、学校歯科医及び学校薬剤師も併せて置くこととされており、教育委員会が任命、委嘱をすることとなっております。

児童生徒の健康保持、増進を目的に多くの先生方に委嘱をお願いしてきましたが、町内医師の高齢化や全国的な医師不足、地域医療の偏在といった要因によりまして、委嘱を引き受けていただけの方が年々減少しているところでございます。

また、現在町で定めております学校医等の報酬について、県内6町で比較をさせていただいたところ、愛荘町が最も低い水準であり、合併以降20年にわたり報酬額が据え置かれている状況でございます。学校医、幼稚園医、保育園医の職務内容に大差はございません。

こうした状況を踏まえ、近隣市町や湖東圏域の報酬水準を参考に、年額報酬の改定を行うものでございます。年額の基本額を7万円に引き上げ、さらに医師、歯科医につきましても、感染症対策や救急相談など年間を通じて相談件数が多いことを考慮して、別途1万円を加算をするものでございます。

次に、2点目でございますが、令和7年3月議会におきまして、令和7年4月1日より監査委員の識見者に対する報酬につきましても、資格の有無による報酬額の定めを廃止をさせていただいたところですが、備考欄の資格に関する文言が削除できていなかったことから、同文言について削除するものでございます。

改正する条例の要旨でございますが、1点目は、学校医、幼稚園医、保育園医の医師、歯科医ともに現行「4万5,000円」を改正案「8万円」に、学校薬剤師、幼稚園薬剤師につきましても、現行「4万5,000円」を改正案「7万円」に引き上げるものでございます。

2点目は、別表備考中の「1」の文言を削り、「2」の文言を「1」とするものでございます。

施行期日は令和8年4月1日から施行し、改正後の別表備考の規定は令和7年4月1日から適用するものでございます。

4ページは新旧対照表となっております。安心安全な教育環境が維持ができますよう、報酬改定等につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第1号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第5 議案第2号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の10ページをお願いをいたします。

議案第2号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料の5ページをお願いをいたします。

まず、改正する理由でございますけれども、人事院勧告に基づきまして、令和7年

12月24日に交付されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じて、関係する条例の一部を改正するものでございます。

要旨でございます。

まず、1点目、初任給調整手当の改正ということで、第2種の追加となっております。現行の「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」と改め、新たに「第2種初任給調整手当」を新設するものでございます。

2つ目でございます。通勤手当の改正ということで、通勤手当額の削除。条例で定めていた通勤手当額を規則で定めるため、手当額について削除するもの。それと、自動車等の駐車場等に係る通勤手当を新設するというので、1か月当たり5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を支給するものでございます。

3つ目、宿日直手当の改正。退庁時から引き続いて行われる場合の宿直勤務「6,600円」を「7,050円」とするもの。それと、常直的な宿日直勤務月額「2万2,000円」を「2万3,500円」とするものでございます。

続きまして、6ページのほうをお願いいたします。

4点目といたしまして、付則の改正でございます。経過措置期間の短縮ということで、令和8年度の地域手当の支給割合について、制度完成時の支給割合4%まで改定することが人事院勧告で示され、実質的に経過措置の効力がなくなったため、経過措置期間の終期を短縮するものでございます。「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」とするものでございます。

施行期日については、令和8年4月1日となっております。

7ページから14ページにつきましては、新旧対照表となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第2号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第6 議案第3号 愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

議案第3号 愛荘町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料の15ページをお願いいたします。

改正する理由でございます。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、滋賀県旅費支給条例等に準じ、愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部の改正を行うものでございます。

要旨でございますけれども、今回の国、県の改正に伴いまして、町の5つの条例について関連しておりますので、一括で改正のほうをさせていただくということでございます。

まず、第1条といたしまして、愛荘町職員の旅費に関する条例の一部の改正、第2条といたしまして、愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部改正、第3条といたしまして、愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正、4条といたしまして、愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正、第5条といたしまして、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

第1条関係でございますけれども、県の条例等に準じて、次のとおり改めるものでございます。

まず、鉄道賃でございますけれども、改正前につきましては、「特別急行料金・座席指定料金は片道100キロ以上、普通急行は片道50キロ以上」となっていたものでございますけれども、改正後については、距離要件を廃止をいたしまして、「旅行命令権者が公務上の必要性を判断」するとなっております。

続きまして、車賃でございます。キロ当たり「37円」を改正後、キロ当たり「20円」とさせていただくもの。

16ページをお願いいたします。

日当につきましては、廃止とさせていただきます。

旅行雑費ですけれども、新設となりまして、1夜当たり「780円」となっております。

宿泊料でございますけれども、職階の4級以上、3級以下を一律とさせていただくとともに、甲地については「1万5,600円」、乙地については「1万800円」とさせていただくものでございます。

食卓料については廃止。

移転料、扶養親族移転料につきましては、改正後につきましては、「扶養要件を廃止（同一生計の家族が移転する場合には家族分を支給）」ということで、「扶養親族移転料」は「家族移転料」に改称をさせていただきます。

日額旅費については廃止となります。

次に、第2条関係でございます。愛荘町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴いまして、日当及び食卓料を廃止、旅行雑費を新設し、宿泊料を同条例と同額に統一するものでございます。

続きまして、第3条関係、旅費の種類、支給額及び支給方法を愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の例によるものとし、別表2を削除します。

第4条及び第5条関係につきましては、愛荘町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴いまして、職務に関する規定を削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行となっております。

あと、18ページから30ページまでが新旧対照表となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第3号 愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第7 議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

議案説明資料につきましては、31ページをお願いいたします。31ページでございます。

まず、改正する理由でございますけれども、国民健康保険制度は、平成30年度以降、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととされ、滋賀県内市町の医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等を滋賀県が支払い、県全体に交付される公費や市町からの納付金はその財源に充てられている。また、県において令和9年度での県下保険料水準の統一を目標とされております。

今般、令和8年度の国民健康保険税の税率について、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対し諮問し、滋賀県から示された令和8年度における納付金の

決定額等を基に示された答申に基づき、税率の改正を行うものでございます。

なお、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、令和8年度以降の課税額に子ども・子育て支援納付金分を新たに追加することから、その税率についても規定するものでございます。

条例の要旨でございます。

今回の改正は、基礎課税分（医療分）の所得割税率、均等割額、及び平等割額の引上げを行う。また、子ども・子育て支援納付金の追加を行うもので、滋賀県保険料税率統一に向けた税率の検討を踏まえまして、県が示した標準保険税率に近づけた税率に見直すものでございます。

基礎課税分（医療分）といたしまして、まず上段からでございます。

関係条項が、第3条第1項関係で、項目が所得割、現行税「6.56」を改正税率といたしまして「6.72%」、0.16%引き上げるものでございます。

第5条関係といたしまして、均等割（1人当たり）「2万7,000円」を「2万9,000円」、2,000円引き上げるもの。

第5条の2の関係といたしまして、平等割（1世帯当たり）「1万8,000円」を「1万9,000円」、1,000円引き上げるものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援納付金分（子ども分）といたしまして、上段からでございます。関係条項、第9条の4関係、所得割といたしまして「0.25%」を新設。

第9条5関係といたしまして、均等割（1人当たり）「1,150円」の新設。

第9条の6関係といたしまして、18歳以上均等割（1人当たり）「77円」、これも新設。

第9条の7関係といたしまして、平等割（1世帯当たり）「769円」、これも新設となっております。

後期高齢者支援金分は据置きのため改正なし。

介護納付金分についても据置きのため改正なしとなっております。

あと、第21条の国民健康保険税の減額ということで、改正内容といたしまして、基礎課税分についての第1項（均等割および平等割の7・5・2割軽減）及び第2項（均等割の未就学児の軽減）の額を変更するもので、変更につきましては、基礎課税分、医療分の減額する額といたしまして、表のとおりとなっておりますのでよろし

くお願いをしたいと思います。

施行期日につきましては、この条例については、令和8年4月1日から施行するものでございます。

34ページから48ページまでが新旧対照表となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第8 議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） それでは、議案書19ページを御覧ください。

議案第5号、愛荘町消防団条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

改正の趣旨の御説明をさせていただきます。議案説明資料53ページを御覧ください。

改正の理由といたしましては、総務省消防庁長官通知による非常勤消防団員の報酬等の基準に定める年間報酬額と出動報酬額について、愛荘町消防団員の年間報酬額は国の基準以上の額である一方、出動報酬については標準額を満たしておらず、それぞれ標準額に合致するよう、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨は、第13条に定める年間報酬額を標準額と整合を図るため、1から9までの区分に応じ減額し、第14条の費用弁償は、出張時の支給基準が旧の給料表を引用しているため、今回の改正に合わせて修正をし、さらに出動時の取扱いとして、別表の招集区分に応じた費用弁償額を定めるものです。

施行期日は令和8年4月1日からの施行であります。

55ページから56ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を総務産業建設常任委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第9 議案第6号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案書の20ページをお開きください。20ページをお願いいたします。

議案第6号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料のほうで説明のほうをさせていただきます。57ページをお開きください。

条例を廃止する理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による

住民基本台帳法の一部の改正により、平成27年12月で全ての住民基本台帳カードの発行が終了しました。これに伴い、令和7年12月31日をもって全ての住民基本台帳カードが有効期限を迎え、その効力を失うため、この条例を廃止するものでございます。

施行期日は公布日の日からとなっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第6号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第10 議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） それでは、議案書21ページをお願いいたします。21ページでございます。

議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料をお願いいたします。58ページでございます。
議案説明資料、58ページ。

改正する理由でございます。道路法施行令の一部改正に伴い、令和8年4月1日施行の市町村における民間地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映したものに
見直しが行われたことから、政令に準じて愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する
ものでございます。

条例の趣旨です。道路法施行令の一部改正により、占用料の額が固定資産税評価額
の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改正が行われた。このこ
とにより、別表に定めている占用料の額を改正するものでございます。

施行期日は令和8年4月1日。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようよろしくお願
いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第7号 愛荘町道路占用
料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第11 議案第8号 令和7年度愛荘町一般会計補正予
算（第10号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書の2ページをお願いをいたします。

議案第8号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億553万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,346万9,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加変更は、第3表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、3ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部からでございます。

まず、1款町税1項町民税、補正予算額が3,266万8,000円の追加。2項固定資産税3,730万2,000円の追加。3項軽自動車税32万3,000円の追加。4項町たばこ税985万1,000円の減額。

続きまして、2項地方譲与税1項地方揮発油譲与税といたしまして140万5,000円の追加。2項自動車重量譲与税196万円の追加。4項森林環境譲与税70万4,000円の追加。

3款利子割交付金1項利子割交付金といたしまして218万5,000円の追加。

その下、4款1項配当割交付金834万4,000円の追加。

5款1項株式等譲渡所得割交付金といたしまして261万9,000円の追加。

6款1項法人事業税交付金35万8,000円の減額。

7款1項地方消費税交付金といたしまして2,860万2,000円の追加。

8款1項環境性能割交付金251万9,000円の減額。

続きまして、4ページをお願いをいたします。

9款1項地方特例交付金78万1,000円の減額。

10款1項地方交付税といたしまして1億5,993万5,000円の追加。

11款1項交通安全対策特別交付金3万9,000円の追加。

12款分担金及び負担金2項負担金といたしまして166万8,000円の減額。

13款使用料及び手数料1項使用料539万7,000円の追加。2項手数料6万3,000円の追加。

14款国庫支出金1項国庫負担金2,739万2,000円の追加。2項国庫補助金6,142万4,000円の追加。3項委託金241万3,000円の減額。

15款県支出金1項県負担金1,063万1,000円の追加。2項県補助金5,823万2,000円の減額。3項委託金55万5,000円の減額。

16款財産収入1項財産運用収入459万円の追加。次、5ページをお願いをいたします。2項財産売払収入213万3,000円の追加。

17款1項寄付金4万円の追加。

18款繰入金2項基金繰入金3億6,957万8,000円の減額。

20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料で78万7,000円の追加。2項町預金利子で159万8,000円の追加。3項貸付金元利収入で41万円の追加。4項受託事業収入で131万8,000円の減額。5項雑入で695万7,000円の追加。

21款町債1項町債1億5,530万円の追加。

歳入合計といたしまして、1億553万5,000円の追加となっております。

続きまして、6ページの歳出でございます。

1款議会費1項議会費で補正予算額が168万3,000円の減額。

2款総務費1項総務管理費で3,291万1,000円の減額。2項徴税費896万6,000円の減額。3項戸籍住民基本台帳費86万3,000円の減。4項選挙費35万8,000円の減。5項統計調査費で156万8,000円の減。6項監査委員費で20万円の減となっております。

3款民生費1項社会福祉費で4,637万6,000円の追加。2項児童福祉費で1,756万5,000円の減。

4款衛生費1項保健衛生費で1,408万7,000円の減。

5款労働費1項労働諸費で3万円の減。

6款農林水産業費1項農業費で1,599万9,000円の追加。2項林業費で、これは財源補正となっております。

7款商工費1項商工費で922万円の減。

7ページでございます。8款土木費1項土木管理費で333万9,000円の減。2項道路橋梁費で5,286万4,000円の減。3項河川費で113万3,000円の減。

4項都市計画費で1,389万9,000円の追加。5項住宅費で70万5,000円の減。

9款1項消防費で333万円の減。

10款教育費1項教育総務費で2億8,360万3,000円の追加。2項小学校費で390万1,000円の減。3項中学校費で504万1,000円の減。4項幼稚園費で754万4,000円の減。5項社会教育費で8,108万1,000円の減。6項保健体育費で4,583万3,000円の減。

12款1項公債費で910万円の追加。

13項諸支出金2項基金費で2,878万円の追加。

歳出合計といたしまして、歳入と同額で1億553万5,000円の追加で、補正後の予算額といたしまして127億4,346万9,000円となっております。

続きまして、8ページをお願いをいたします。

第2表の繰越明許費の補正ということでございます。

まず、上段からで、2款総務費1項総務管理費で事業名が戸籍附票等システム改修事業で、金額が570万9,000円の繰越し。

その下、近江鉄道線輸送安全確保事業補助事業で2,017万6,000円の繰越し。

8款土木費2項道路橋梁費、上から町道愛知川栗田線道路改良事業(第3工区)で3,000万円。町道橋梁維持修繕事業(手倉橋)で2,298万3,000円の繰越し。町道上蚊野島川線舗装修繕事業(蚊野外工区)で3,360万円の繰越し。

その下、9款消防費1項消防費で防災ガイドブック更新事業で539万円。

10款教育費1項教育総務費愛知川東小学校長寿命化改良事業で2億9,806万5,000円。5項の社会教育費でハーティーセンター秦荘長寿命化改修事業で4,290万9,000円の繰越しとなっております。

続きまして、9ページにつきましては、第3表の地方債の補正となっております。

まず1、追加の部分でございます。起債の目的といたしまして、まず、一般補助施設整備等事業債で1,000万円の限度額。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(道路)で1,170万。その下、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(公立学校施設整備)で1億1,740万。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(農業水利)で250万。合計1億4,160万円の限度額となっております。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

次、10ページでございます。10ページにつきましては変更となっております。

まず、起債の目的。公共事業等債で、補正前額が3,940万円を補正後といたしまして6,110万円の限度額とさせていただくもの、その下、地方道路等整備事業債で3億1,570万を2億6,730万。緊急自然災害防止防止対策事業債で1億6,500万を1億4,930万に、学校教育施設等整備事業債で3,380万を1億5,180万に、脱炭素化推進事業債といたしまして1億1,900万を8,580万に、公共施設等適正管理推進事業債といたしまして4億2,620万円を3億9,750万円とさせていただくもので、合計金額といたしまして、補正前額といたしまして10億9,910万円を、補正後といたしまして11億1,280万円とさせていただくものでございます。

62ページから65ページまでが給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。反対討論を行います。

議案第8号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）に対し、反対を表明します。

反対の理由は、戸籍附票等システム改修事業の計上です。戸籍に振り仮名を振るのは、政府がマイナンバー制度などデジタル化を推進するためです。本人確認ができることも理由として導入されました。国民1人1人に個人番号を割り当て、行政情報にひもづけるマイナンバー制度の本格運用と法的個人認証の機能を持つマイナンバーカードの交付が始まってから今年で10年です。

マイナンバー制度には、巨額の国費が投じられ、法的には任意のマイナンバーカードの取得は、健康保険証の廃止などにより実質的に強制されています。多くの国民が懸念した個人情報の漏えいの問題もあります。本議案には、財政調整基金繰入金

億2,568万7,000円が減額となり、基金に繰り戻されていて、財源があることを示しています。町民の暮らしを守る施策推進に振り向けることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第8号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第12 議案第9号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 議案第9号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

補正予算書66ページをお開きください。

令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80万4,000円とするものがございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

上記の議案を提出するものです。

次に、67ページをお願いします。

歳入。2款繰入金1項他会計繰入金に補正予算額80万2,000円を追加し、補正予算後の予算額の歳入合計は80万4,000円でございます。

続いて、68ページをお願いいたします。

歳出については、1款公共事業用地取得事業費1項公共事業用地取得事業費に補正予算額80万2,000円を追加し、補正後予算額の歳出合計は80万4,000円でございます。

69ページから72ページまでが事項別明細書でございます。

以上、令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算の御説明とさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第9号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第13 議案第10号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、補正予算書の73ページをお開きください。

議案第10号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,937万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,348万円とするものです。

2項、歳出歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正で説明させていただきます。

74ページをお願いします。

歳入です。1款国民健康保険税1項一般被保険者国民健康保険税612万2,000円の追加。

3款使用料及び手数料1項手数料1万7,000円の追加。

7款県支出金2項県補助金647万4,000円の減額。

9款財産収入1項財産運用収入20万6,000円の追加。

10款繰入金1項他会計繰入金8万6,000円の追加。

11款繰越金1項繰越金1,458万7,000円の追加。

12款諸収入2項雑入333万9,000円の追加。

3款延滞金、加算金及び過料148万7,000円の追加。歳入合計、補正予算額1,937万円、補正後予算額19億8,348万円でございます。

次のページ、75ページとなります。

歳出です。1款総務費1項総務管理費131万5,000円の減額。2項徴税費49万6,000円の減額。3項運営協議会費9万8,000円の減額。

2款保険給付費6項傷病手当諸費1,000円の減額。

8款保健事業費1項保健事業費252万1,000円の減額。2項特定健康診査等事業費664万9,000円の減額。

10款諸支出金2項基金積立金3,045万円の追加。

歳出合計、補正予算額1,937万円、補正後予算額19億8,348万円でございます。

補正予算書の84ページは給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第10号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第14 議案第11号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 補正予算書の85ページをお開きください。

議案第11号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,498万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,059万9,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、86ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1款保険料1項後期高齢者医療保険料2,871万円の追加。

2款使用料及び手数料1項手数料5,000円の追加。

4款繰入金1項一般会計繰入金399万4,000円の減額。

5款繰越金1項繰越金65万5,000円の追加。

13款国庫支出金2項国庫補助金39万6,000円の減額。

歳入合計、補正予算額2,498万円、補正後予算額2億9,059万9,000円です。

次のページ、76ページになります。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費39万6,000円の減額。2項徴収費5,000円の追加。

3款広域連合納付金1項広域連合納付金2,537万1,000円の追加。

歳出合計、補正予算額2,498万円、補正後予算額2億9,059万9,000円です。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第11号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第15 議案第12号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 補正予算書の93ページをお開きください。

議案第12号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,697万3,000円とするものです。

2項、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、94ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項介護保険料306万8,000円の追加。

3款国庫支出金1項国庫補助金95万2,000円の追加。2項国庫補助金15万1,000円の追加。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金125万5,000円の追加。

5款県支出金1項県負担金59万5,000円の追加。2項県補助金5万1,000円の減額。

8款繰入金1項一般会計繰入金200万6,000円の減額。2項基金繰入金41万円の減額。

歳入合計、補正予算額355万4,000円、補正後予算額16億8,697万3,

000円です。

次のページ、95ページになります。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費13万6,000円の減額。3項認定審査会費92万3,000円の減額。4項運営協議会費14万2,000円の減額。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費106万3,000円の追加。3項高額介護サービス等費369万7,000円の追加。

4款地域支援事業2項包括的支援事業・任意事業19万5,000円の減額。4項一般介護予防事業11万円の減額。

6款諸支出金2項基金積立金30万円の追加。

歳出合計、補正予算額355万4,000円、補正後予算額16億8,697万3,000円でございます。

105ページは給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第12号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第16 議案第13号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） それでは、補正予算書106ページをお願いいたします。106ページでございます。

議案第13号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）。

総則、1条、令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款下水道事業収益第1項営業収益936万7,000円の追加。第2項営業外収益179万5,000円の追加。計1,116万2,000円の追加。合計10億7,963万4,000円でございます。

支出でございます。

第1款下水道事業費用第1項営業費用678万5,000円の追加。第2項営業外費用229万4,000円の減額。計449万1,000円。合計が9億9,221万1,000円でございます。

107ページ、資本的収入及び支出の補正、第3条でございます。令和7年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入第2項企業債3,220万円の減額。第4項補助金1,495万2,000円の追加。第5項分担金364万1,000円の追加。第9項その他資本的収入50万の減額。計1,410万7,000円の減額で5億6,500万3,000円とさせていただきます。

支出、第1款資本的支出第1項建設改良費1,166万7,000円の減額。第5項その他資本的支出50万円の減額。計1,216万7,000円の減額で8億3,707万7,000円とさせていただきます。

企業債の補正、第4条でございます。令和7年度愛荘町下水道事業会計予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり変更するものでございます。

起債の目的でございます。流域下水道事業債、補正予算額が3,220万円の減額で、計3,880万円とさせていただくものでございます。

他会計からの補助金の補正、第5条、下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2億6,562万4,000円とするものでございます。

上記の議案を提出をさせていただきます。

112ページからは、予定キャッシュ・フロー計算書、114ページからは予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第13号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩といたします。10時40分再開ということでお願いいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時38分

○議長（河村善一君） 会議を始めます。

◎議案第14号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第17 議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、令和8年度予算書のほうをお願いをいたします。4ページでございます。

議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ116億600万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

上記の議案を提出するものでございます。

5ページをお願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入の部からでございます。1款町税1項町民税、予算額が13億550万9,000円。2項固定資産税16億921万円。3項軽自動車税9,347万。4項町たばこ税1億3,891万1,000円。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1,575万2,000円。2項自動車重量譲与税6,146万円。4項森林環境譲与税526万3,000円。

3款利子割交付金1項利子割交付金767万9,000円。

4款1項配当割交付金2,900万2,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金3,534万1,000円。

6款1項法人事業税交付金6,171万9,000円。

7 款 1 項 地方消費税交付金 5 億 9,094 万 7,000 円。

8 款 1 項 環境性能割交付金 77 万 5,000 円。

6 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 地方特例交付金 5,142 万 1,000 円。

10 款 1 項 地方交付税 25 億 6,700 万円。

11 款 1 項 交通安全対策特別交付金 113 万円。

12 款 分担金及び負担金 2 項 負担金 7,071 万 6,000 円。

13 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 4,130 万円。2 項 手数料 1,114 万。

14 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 10 億 9,014 万円。2 項 国庫補助金 2 億 3,098 万 6,000 万円。3 項 委託金 815 万 7,000 円。

15 款 県支出金 1 項 県負担金で 4 億 1,778 万 3,000 円。2 項 県補助金 2 億 6,217 万 2,000 円。3 項 委託金 6,940 万 7,000 円。16 款 財産収入 1 項 財産運用収入で、1,219 万 2,000 円。次、7 ページ、2 項 財産売却収入で 50 万円。

17 款 1 項 寄付金 2 億 4,000 万 1,000 円。

18 款 繰入金 1 項 特別会計繰入金 2,000 円。2 項 基金繰入金で 12 億 4,624 万 8,000 円。

19 款 1 項 繰越金で 5,000 万。

20 款 諸収入で、1 項 遅延金、加算金及び過料で 320 万 8,000 円。2 項 町預金利子で 8,000 円。3 項 貸付金元利収入で 166 万 7,000 円。4 項 受託事業収入で 1,259 万 2,000 円。5 項 雑入で 2 億 1,649 万 2,000 円。

21 款 1 項 町債で 10 億 4,670 万。歳入合計といたしまして 116 億 600 万円となっております。

続きまして、8 ページの歳出でございます。

上段から、1 款 議会費 1 項 議会費で 9,550 万 7,000 円。

2 款 総務費で、1 項 総務管理費 12 億 9,974 万 7,000 円。2 項 徴税費で 1 億 2,448 万 6,000 円。3 項 戸籍住民基本台帳費 6,917 万 4,000 円。4 項 選挙費で 2,953 万 6,000 円。5 項 統計調査費で 850 万 1,000 円。6 項 監査委員費で 73 万 2,000 円。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費で 20 億 784 万 5,000 円。2 項 児童福祉費で 16 億 8,890 万 6,000 円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費で 7 億 3 1 9 万 9, 0 0 0 円。

5 款労働費 1 項労働諸費で 1 6 9 万 3, 0 0 0 円。

6 款農林水産業費 1 項農業費 2 億 4 6 1 万 2, 0 0 0 円。 2 項林業費 6 6 6 万 6, 0 0 0 円。

7 款商工費 1 項商工費 1 億 3, 8 1 8 万 7, 0 0 0 円。

9 ページでございます。

8 款土木費 1 項土木管理費で 6, 1 8 4 万。 2 項道路橋梁費で 5 億 4, 2 4 9 万 8, 0 0 0 円。 3 項河川費で 3, 2 4 7 万 8, 0 0 0 円。 4 項都市計画費で 3 億 1, 7 6 8 万 5, 0 0 0 円。 5 項住宅費 2, 8 4 5 万 2, 0 0 0 円。

9 款 1 項消防費で 4 億 6, 4 6 4 万 1, 0 0 0 円。

1 0 款教育費 1 項教育総務費 2 億 6, 3 7 2 万 4, 0 0 0 円。 2 項小学校費で 1 億 5, 8 7 5 万 2, 0 0 0 円。 3 項中学校費で 9, 1 0 4 万 7, 0 0 0 円。 4 項幼稚園費で 2 億 4, 9 3 2 万 6, 0 0 0 円。 5 項社会教育費で 1 0 億 5, 5 2 0 万 5, 0 0 0 円。 6 項保健体育費で 5 億 5, 4 0 4 万 8, 0 0 0 円。

1 2 款公債費 1 項公債費で 1 1 億 4, 4 4 6 万 7, 0 0 0 円。 1 3 款諸支出金 2 項基金費で 2 億 5, 8 0 4 万 6, 0 0 0 円。

1 4 款予備費 1 項予備費で 5 0 0 万とさせていただくものでございます。

歳出合計といたしまして、歳入合計と同額で 1 1 6 億 6 0 0 万円となっております。

続きまして、1 1 ページをお願いをいたします。

第 2 表 地方債。

起債の目的からでございます。公共事業等債、限度額が 4, 9 8 0 万。地方道路等整備事業債 2 億 8, 8 6 0 万。緊急自然災害防止対策事業債で 5, 2 0 0 万。緊急浚渫推進事業債で 1, 0 0 0 万。防災対策事業債で 6 6 0 万。公共施設等適正管理推進事業債（教育）で 6 億 3, 9 7 0 万。合計といたしまして、限度額 1 0 億 4, 6 7 0 万となっております。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

飛びますけれども、1 3 8 ページをお願いをいたします。1 3 8 ページでございます。

給与費明細書となっております。1 が特別職となっております。本年度、前

年度比較ということで記載をさせていただいております。

139ページから143ページについては、一般行政職の給与費明細書となっております。会計年度も含む人件費となっております。

次、144ページをお願いいたします。144ページでございます。

この144から146ページまでが、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

47ページをお願いいたします。

47ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、よろしく申し上げます。

ちょっと冊子は変わりますけれども、予算の概要のほうを御覧いただきたいと思っております。予算の概要書の3ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算の考え方でございます。令和8年度当初予算につきましては、町長選挙を踏まえまして、骨格予算として継続事業及び義務的経費を中心に編成を行いまして、新規事業や政策的経費は肉づけ予算として以後の補正予算により対応することといたしております。

国内経済については、足元の景気は緩やかな回復局面にあるものの、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価高騰が家計の安心を揺るがして、個人消費や民間需要の力強さを欠く状況が続いており、まさに今、再びデフレに後戻りしない成長型経済に移行できるかどうかの分岐点に立っているところでございます。

加えて、少子高齢化に伴う社会や地域を支える人材の確保をはじめ、自然災害の激甚化、頻発化に伴う危機管理や災害対応の向上がより一層求められているところでございます。

また、本町の財政収支見通しにおきましては、物価高騰の影響のほか、国際情勢の変化や流動的な政治情勢により社会経済の先行きの不確実性が一層高まっており、歳入予算の見通しが不透明な状況に至っております。

こうした中においても、扶助費をはじめとする社会保障費、公共施設の老朽化対策などに加えて、人件費や委託料などの上昇分に対して、多額の財源を要する見込みと

なっております、これまで以上に財政健全化に向けた取組が喫緊かつ重要な課題となっております。

このような基本認識の下、将来の町のありたい姿の実現に向けた未来志向のまちづくりに取り組む必要があります、総合計画に掲げる重点戦略プロジェクトのアクションプランであります第3期愛荘町未来創生戦略に基づく「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つの柱を軸に、継続的かつ重点的に取り組む施策に予算を配分をいたしております。

さらに、住民サービスの向上や職員の働き方改革に資するデジタル実装を継続的に進めるとともに、公共施設の最適配置や年々費用負担が増大するインフラの老朽化対策、福祉や教育、暮らしの安全、防災・減災など住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給するための施策に予算を配分をいたし、将来に向けたまちづくりの着実な推進と基礎的な行政サービスの確保と充実の両立を図るなど、さらなる調整につながる施策を展開してまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、令和8年度愛荘町一般会計の予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算を予算常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算を予算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第18 議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） それでは、議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書150ページをお願いいたします。

令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,000円と定める。

第1条、第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

次に、153ページをお願いいたします。

歳入。1款財産収入1項財産売払収入、金額1,000円。

4款諸収入1項預金利子金額1,000円。歳入合計で2,000円でございます。

続いて154ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款諸支出金1項繰出金、金額2,000円。歳出合計2,000円でございます。

次の155ページから156ページまでが事項別明細書でございます。

以上、令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の議案を提出するものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第19 議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 予算書の158ページをお開きください。158ページです。

令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億3,907万9,000円と定めるものです。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じる場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

上記の議案を提出いたします。

それでは、159ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款国民健康保険税1 項国民健康保険税3 億5,029 万円。

3 款使用料及び手数料1 項手数料10 万5,000 円。

4 款国庫支出金2 項国庫補助金1,000 円。

7 款県支出金2 項県補助金14 億611 万6,000 円。

9 款財産収入1 項財産運用収入24 万9,000 円。

10 款繰入金1 項他会計繰入金1 億4,634 万4,000 円。2 項基金繰入金3,068 万7,000 円。

11 款繰越金1 項繰越金300 万円。

12 款諸収入1 項預金利子1,000 円。2 項雑入7 万2,000 円。3 項延滞金、加算金及び過料221 万4,000 円。歳入合計19 億3,907 万9,000 円とするものです。

次のページ、160ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 4,765 万 3,000 円。2 項徴税費 327 万円。3 項運営協議会費 30 万 2,000 円。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 11 億 6,410 万円。2 項高額療養費 2 億 10 万円。3 款葬祭諸費 130 万円。4 項移送費 5 万円。5 項出産育児諸費 750 万 4,000 円。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 3 億 2,248 万 1,000 円。2 項後期高齢者支援金分 1 億 1,305 万 4,000 円。3 項介護給付費分 3,681 万 9,000 円。4 項子ども・子育て支援納付金分 1,084 万円。

8 款保健事業費 1 項保健事業費 961 万 3,000 円。2 項特定健康診査等事業費 1,975 万 3,000 円。

10 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 99 万 1,000 円。次のページ、161 ページになります。2 項基金積立金 24 万 9,000 円。

11 款予備費 1 項予備費 100 万円。

歳出合計 19 億 3,907 万 9,000 円とするものでございます。

162 ページから 175 ページは歳入歳出予算事項別明細書でございます。

また、176 ページから 181 ページは給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10 番、瀧すみ江君。

○10 番（瀧 すみ江君） 10 番、瀧 すみ江です。

この令和 8 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算の中に初めの事業の目的と、事業概要ですか、そのところにマイナ保険証の記述がありますが、そのマイナ保険証の国民健康保険の被保険者の取得状況と利用率について答弁を求めます。

それと、予算の概要のほうの 281 ページ、子ども・子育て支援納付金、これは、提案もありましたように、4 月からという予定にはなっておりますが、子ども・子育て支援納付金は 18 歳未満の国保加入者の家族というか方には課税されるのかどうかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） マイナンバーカード、国民健康保険の加入者、被保険者のマイナンバーカードの登録率につきましては、令和 7 年 12 月の時点で 70.58%

になっております。利用率につきましては、71.28%になっております。

以上です。

○議長（河村善一君） 税務課長。

○住民課長（楠 真二君） 2点目の御質問にお答えいたします。

今年度から、令和8年度から計上しております子ども・子育て支援納付金分につきましては、均等割につきましては、18歳未満の被保険者につきましては、全額軽減措置をするということになっております。

以上です。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 今度は町長にお聞きしたいと思うんですけど、昨日の全協の説明でもありましたように、教育民生常任委員会に付託になっている国保税の条例ですけども、そのことを見ても、もうこの間も値上げしたのにまた今度もというような、被保険者にとったら本当に大変な状況となっていると思います。でも、これは町のほうで努力はしていただいていると、上げ幅を抑えたりとか、努力はしていただいていると思うんです。でもやっぱり国保税は毎年引上げになっている状態です。

これは、もはや自治体だけでは対応できる状況ではなくて、国が財源措置の増額を図らないと被保険者の負担が増えて払えない人はますます払えなくなってしまう状況になっていると思います。

それで、12月議会の一般質問の中で、高校生年代までの均等割の軽減措置を町村会長を通じて引き続き国に要望してまいりますということで答弁をされておられました。それで、このこととともにこの国の財源措置の増額についても国に向けて要望されることを求めたいと思いますので、お考えを答弁をお願いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどお問いを頂きました国のほうの財源措置ということでございますけれども、瀧議員も御承知いただいておりますように、この負担、この税ということを等しく御負担を頂きながらこの国保という制度をしっかりとお守りしていくことが大事であると。この部分に関しましては、瀧議員もそのとおりであるというふうにお感じはいただいているというふうにも思います。

国のほうにおきましても、やはりこの国保制度ということをしっかり守っていく、持続性を高めていくということが重要であるということをお考え中でもござ

います。この部分の措置に向けては、国のほうもしっかりと、均等割、未就学の方々というところも拡大をしていっておりますし、また、実際にこの国保に加入いただいている方々が減をしてきている。これは通常の社保に入っただけの方々も拡大しているというところもありますし、また、高齢化に伴いまして、その方々がどうしてもシュリンクをしてきているというところもある部分がございます。国に向けても、町村会等々を通じ、この要望ということは今後とも重ねていくものでございますが、最終的にはやはり国のほうの制度でございますので、どのようにこの財源の措置をしていくか、また、それぞれ国保の方々の御負担を頂くかというところは、国において固まっていくものということでは承知をしているものでございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を教育民生常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第20 議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 予算書の184ページをお開きください。

令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,606万6,000円と定めるものです。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、185ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款保険料1項後期高齢者医療保険料2億5,248万9,000円。

2款使用料及び手数料1項手数料1,000円。

3款寄付金1項寄付金1,000円。

4款繰入金1項一般会計繰入金6,266万円。

5款繰越金1項繰越金1,000円。

6款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1,000円。2項償還金及び還付加算金91万円。3項預金利子1,000円。5項雑入1,000円。

13款国庫支出金2項国庫補助金1,000円。

歳入合計3億1,606万6,000円とするものです。

次のページ、186ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費956万2,000円。2項徴収費137万5,000円。

2款広域連合納付金1項広域連合納付金3億421万9,000円。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金91万円。

歳出合計9億1,606万6,000円とするものです。

187ページから193ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。

また、194ページから198ページは、給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、瀧すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。

こちらの後期高齢者医療事業特別会計の予算のほうでも、概要のほうにマイナ保険証のことが書かれていますので、さっきと同じ質問ですけれども、取得状況と利用率について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 後期高齢者医療制度加入者、被保険者の方で令和7年1月時点でございます。登録率が69.68%、利用率につきましては32.53%になっております。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 度々で申し訳ないんですけど、また町長に後期高齢者医療制度のことで答弁を求めたいと思うんですけど、滋賀県後期高齢者医療連合で後期高齢者医療のことは何もかも決められてしまって、私たちの知らないところで大事なことが決められています。

令和8年度予算の概要のところでも、上がりますということが最初に、保険料が上がりますということが最初に5行ぐらい書かれてあるんです。そういうことで、ここは後期高齢者医療連合のほうに議員として愛荘町から行っておられるのは有村町長であって、本当にすごく大事な立場であると思っております。

やはり、選挙のときでも、高齢者にいろいろなお声も聞かれたでしょうし、やはり愛荘町の高齢者の暮らしを守るという発言をして、議会に、こちらの議会にその声を届けていただきたいということを求めたいと思いますのですが、お考えについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどお問いを頂きましたのは、議会の事柄を町議会にも共有をというところであろうかというようにも思います。

それぞれ委員会等々でもどのような議論があるのかということは共有させていただいたりとか、そういう勉強会の機会ということでもいただくのであれば、そういう部分で共有をさせていただくというのがふさわしいシーンなのかなというふうには思うものでございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和8年度愛
荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を教育民生常任委員会に付託することに決定し
ました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第21 議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業
特別会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 予算書の200ページをお開
きください。

令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。
歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億9,975万
6,000円と定めるものです。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算
によるものです。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳
出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款
内でのこれらの経費の各項の間の流用。

上記の議案を提出いたします。

それでは、201ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款保険料 1 項介護保険料 3 億 7,976 万 6,000 円。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 2 万 5,000 円。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 億 6,554 万 3,000 円。 2 項国庫補助金 6,
289 万 9,000 円。

4 款支払基金交付金 1 項支払い基金交付金 4 億 372 万 7,000 円。

5 款県支出金 1 項県負担金 2 億 969 万 3,000 円。 2 項県補助金 1,317 万 7,
000 円。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 31 万 7,000 円。

7款寄付金1項寄付金1,000円。

8款繰入金1項一般会計繰入金2億6,372万円。2項基金繰入金88万2,000円。

9款繰越金1項繰越金1,000円。

次のページになります。202ページです。

10款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1,000円。2項預金利子1,000円。3項雑入3,000円とし、歳入合計15億9,975万6,000円とするものです。

次のページ、203ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費3,151万7,000円。2項徴収費139万9,000円。3項認定審査会費1,718万3,000円。4項運営協議会費488万7,000円。5項趣旨普及費8万3,000円。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費13億5,892万円。2項介護予防サービス等諸費3,715万6,000円。3項高額介護サービス等費2,763万円。4項高額医療合算介護サービス費353万円。5項その他諸費142万9,000円。6項特定入所者介護サービス等費3,366万円。

4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業4,802万9,000円。3項介護予防・生活支援サービス事業費3,234万5,000円。4項一般介護予防事業費53万9,000円。5項その他諸費13万円。

6款諸支出金1項還付金及び還付加算金20万1,000円。2項基金積立金31万8,000円。

次のページ、204ページとなります。

4款予備費1項予備費80万円、歳出合計15億9,975万6,000円とするものでございます。

次の205ページから222ページは歳入歳出予算事項別明細書となっております。

また、223ページから228ページは給与費明細書でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、瀧すみ江君。

○10番（瀧すみ江君） 10番、瀧すみ江です。

令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算についてですけれども、この令和8年度で介護保険計画が第9期の最終年度、3年目になりますので、第10期の計画策定の事務ということにもう入っておられるだろうと思いますし、これから本格化されることだろうと思います。

それで、9期から10期になるに当たっての、入るに当たっての計画策定において、どのような基本方針を行政としては持っておられるのか。これはまたこのことをもって策定委員会の方に提案されるだろうと思いますけれども、基本的な方針というか、そういうものについてお聞きいたします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） お答えさせていただきます。

現在、愛荘町の要介護、要支援の認定率は増加をしておりますが、国、県に比べますと低い認定率となっております。中でも愛荘町は要支援認定者数が増加傾向にあります。これは町が力を入れております介護予防事業、地域包括支援センターでの各種教室等が一定の成果を出してきており、要介護者ではなく、要支援や事業対象者を増やすことで、介護給付の抑制につながっていると考えております。令和8年度におきましても、現在の事業や取組について見直しや検討を重ねながら、今後も一層の適切なサービスの提供や高齢者が生き生きとその人らしく住み慣れた地域で元気に過ごせるよう支援をしてみたいと考えております。

また、10期の介護保険の事業計画につきましては、今年度計画の策定に向けまして、アンケート調査を実施させていただきました。今後、調査の結果を分析し、計画に住民様の皆さんからの声を反映してみたいと考えております。また、介護保険の計画は3年ごとではありますが、5年後、10年後の先を見据えた計画になりますよう、来年度の策定委員会では、しっかり計画を立ててみたいと考えております。

○議長（河村善一君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） この第10期計画策定において、計画策定の最後のほうでは、介護保険の保険料を決めなければならないということで、第10期の介護保険料を決定しなきゃならないという大変な作業があるんですけども、これに介護保険料を算定したときに引き下げることができる要因というのは、やはりそれに使われるのが介護保険準備基金が一番大きいと思います。この準備基金のほう、令和6年度ぐらいいから大分1億を超えてまいりまして、7年度のこの決算の概要では、年度末残高は

1億4,000万円の残高を示しております。

それで、この基金を使って、やはり先ほどから言っていますように国保の保険料、そして後期高齢者の保険料など本当に増加傾向、大変な状態であるので、もう介護保険料は、今のところというか、介護保険料は町で決められるものですので、この基金運用でぜひ引き下げていくことが課題であるというふうに考えています。町民を救う意味でもそういうふうに考えていますので、それに対しての答弁を求めたいと思います。

○議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 御答弁させていただきます。

今ほど瀧議員が御質問いただきましたように、介護保険料につきましては、この9期で5,800円から5,900円と100円引き上げさせていただきました。しかしながら、県下でも5番目に安い保険料というところで設定をさせていただいております。しかしながら、基金を積み立てていくというような現状もありますので、10期につきましては、保険料の見直しということも含めて検討していきたいと思っております。

また、今ほど福祉課長のほうからも説明させていただきましたけれども、計画1期は3年の計画にはなっておりますけれども、3年だけのスパンで考えるのではなく、3年、6年、9年、おおむね10年後の町も想像しつつ、保険料のほうを設定していきたいと思っております。今、この場で引下げをとすることは御答弁できませんけれども、そのことも視野に入れながら、住民の皆様の負担が少しでも少なく、しかし一方で、介護保険で安心して生活できる人もお守りしたいと思っておりますので、検討させていただきます。

以上です。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和8年度愛

荘町介護保険事業特別会計予算を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第22 議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） それでは、予算書230ページをお願いいたします。230ページでございます。

議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算について説明させていただきます。

総則第1条、令和8年度愛荘町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量につきまして、次のとおり1から4まで定めさせていただきます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。第1款第1項営業収益4億2,228万2,000円。第2項営業外収益6億1,803万8,000円。下水道事業収益、合計10億4,032万円でございます。

支出、第1款第1項営業費用8億7,707万6,000円。第2項営業外費用9,758万8,000円。第4項予備費200万円。下水道事業費用計9億7,666万4,000円。

231ページでございます。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款第2項企業債4億3,291万6,000円。第4項補助金1億1,314万5,000円。第5項分担金1,116万8,000円。第6項負担金27万2,000円。第9項その他資本的収入50万円。資本的収入計5億5,800万1,000円。

支出、第1款第1項建設改良費7,646万8,000円。第3項企業債償還金7億479万4,000円。第5項その他資本的支出50万円。資本的支出計7億8,176万2,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、3つございます。公共下水道事業債限度額1,090万円。流域下水道事業債、限度額5,990万円。資本費平準化債限度額3億6,211万6,000円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

232ページをお願いいたします。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について、次の3つのとおり定めさせていただきます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費といたしまして1,764万1,000円でございます。

他会計からの補助金、第9条、下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億7,117万5,000円であります。

上記の議案を提出するものでございます。

233ページからは説明書でございまして、238ページ、239ページにつきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、240ページから245ページまでにつきましては給与費明細書、246ページから248ページまでは予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和8年度愛

荘町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（河村善一君） 本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。お諮りします。議事の都合により、3月11日から3月16日まで休会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、3月11日から3月16日まで休会することに決定しました。

3月17日午後1時30分から本会議です。御苦労さまでございました。以上で終わります。

散会 午前11時37分